

### 3) 調査スケジュール (予定)

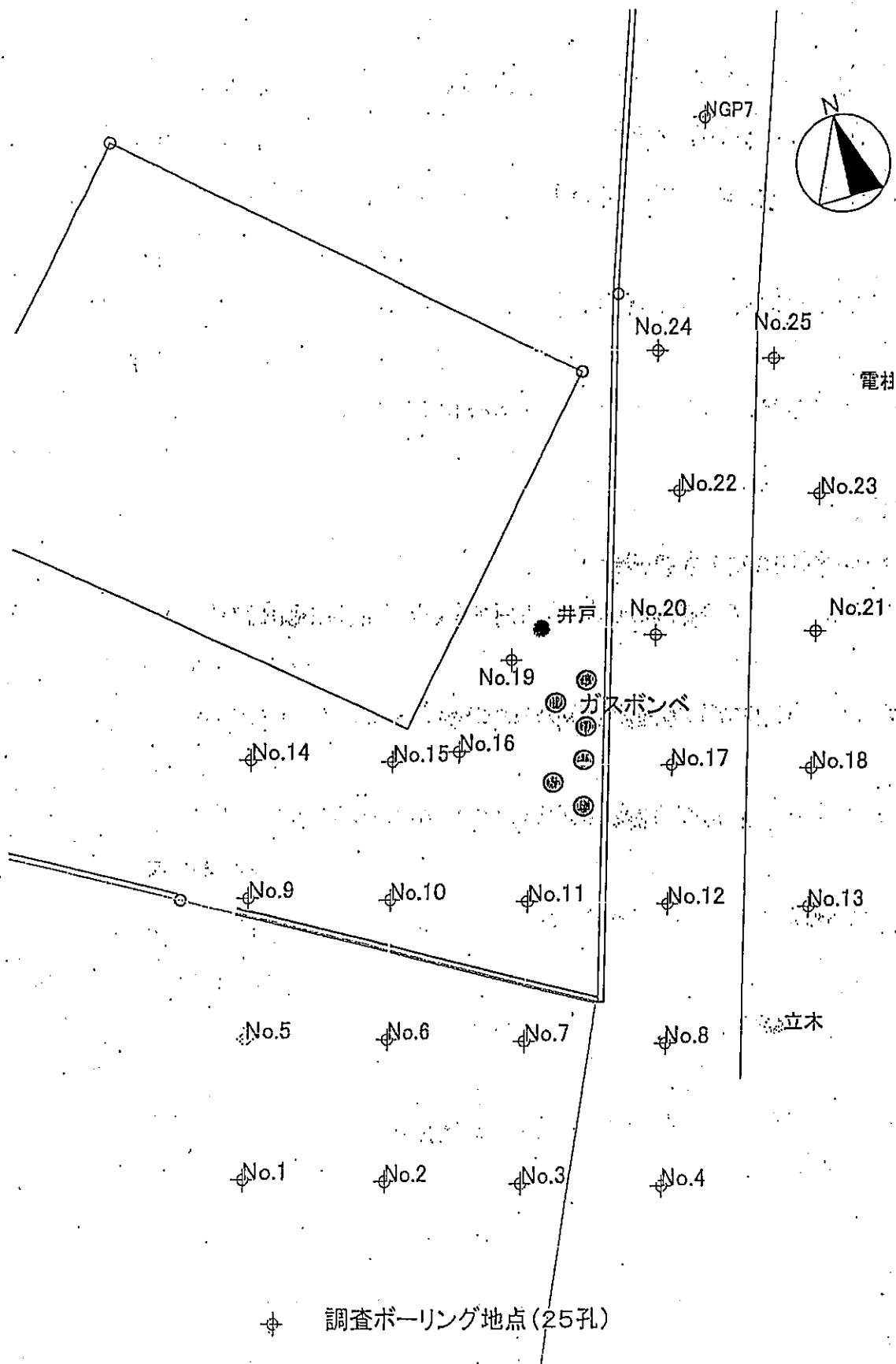
#### ① A井戸周辺

- 1) 地下水の汚染範囲の把握及び汚染源の絞り込み (1回目)  
(ボーリング予定地点は図4) ~11月中
- 2) 地下水の汚染範囲の把握及び汚染源の絞り込み (2回目) ~12月中
- 3) 汚染源の絞り込み (3回目) 及びとりまとめ ~2月中  
(ボーリング本数: 最大40~50本程度)

#### ② B地区等

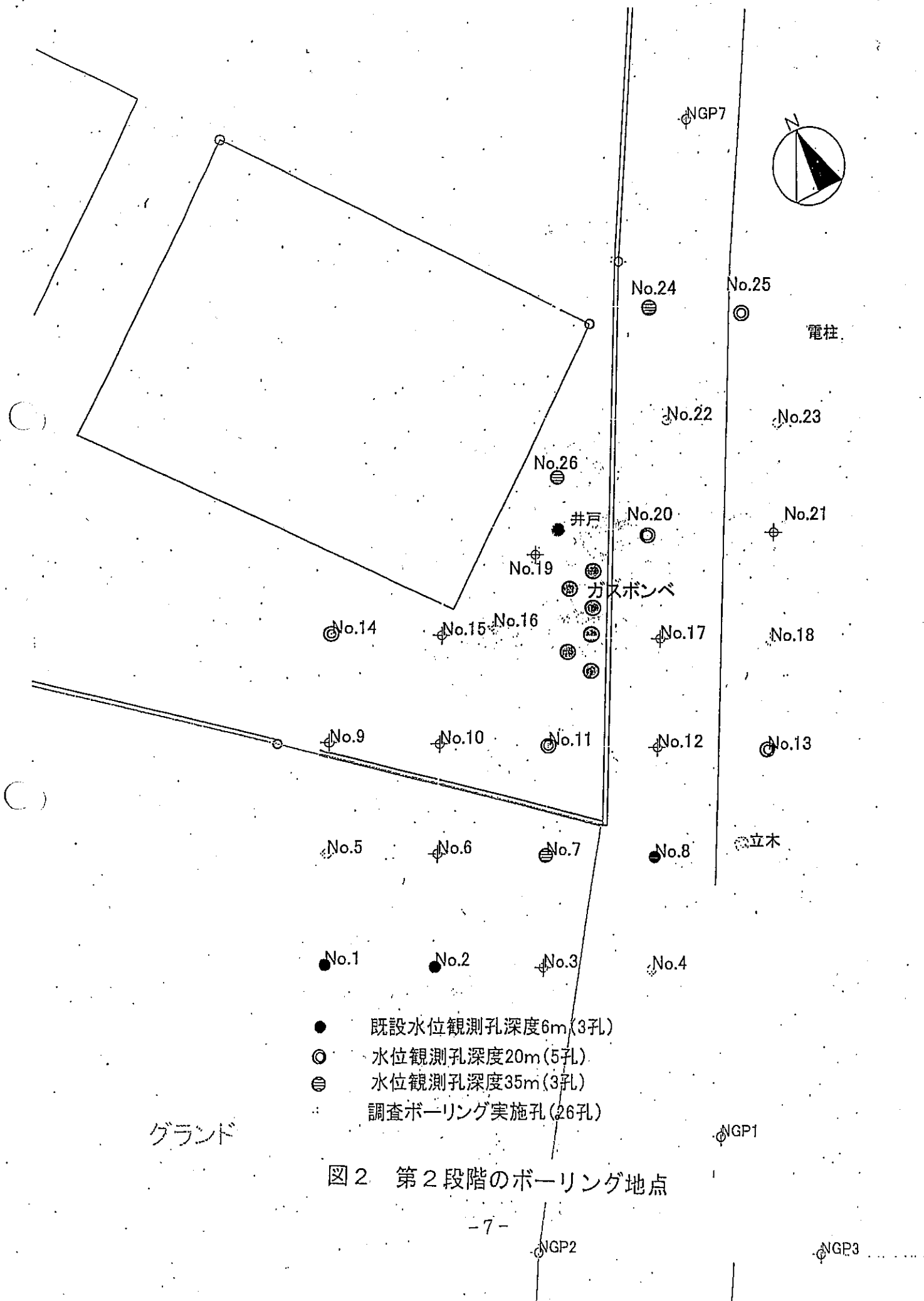
- 1) 井戸水の汚染範囲の把握等  
(ボーリング予定地点は図5、井戸水調査予定範囲は図6) ~12月中旬
- 2) 地下水の汚染範囲の把握及び汚染源の絞り込み (1回目) ~1月中旬
- 3) 地下水の汚染範囲の把握及び汚染源の絞り込み (2回目) ~2月中旬
- 4) 汚染源の絞り込み (3回目) 及びとりまとめ ~3月中  
(ボーリング本数: 最大60~70本程度)

※上記スケジュールは目安であり、変動があり得ます。



グラウンド

図1 第1段階のボーリング地点



- 既設水位観測孔深度6m(3孔)
- ◎ 水位観測孔深度20m(5孔)
- ⊖ 水位観測孔深度35m(3孔)
- ⊕ 調査ボーリング実施孔(26孔)

図2 第2段階のボーリング地点



図3 第3段階のボーリング地点

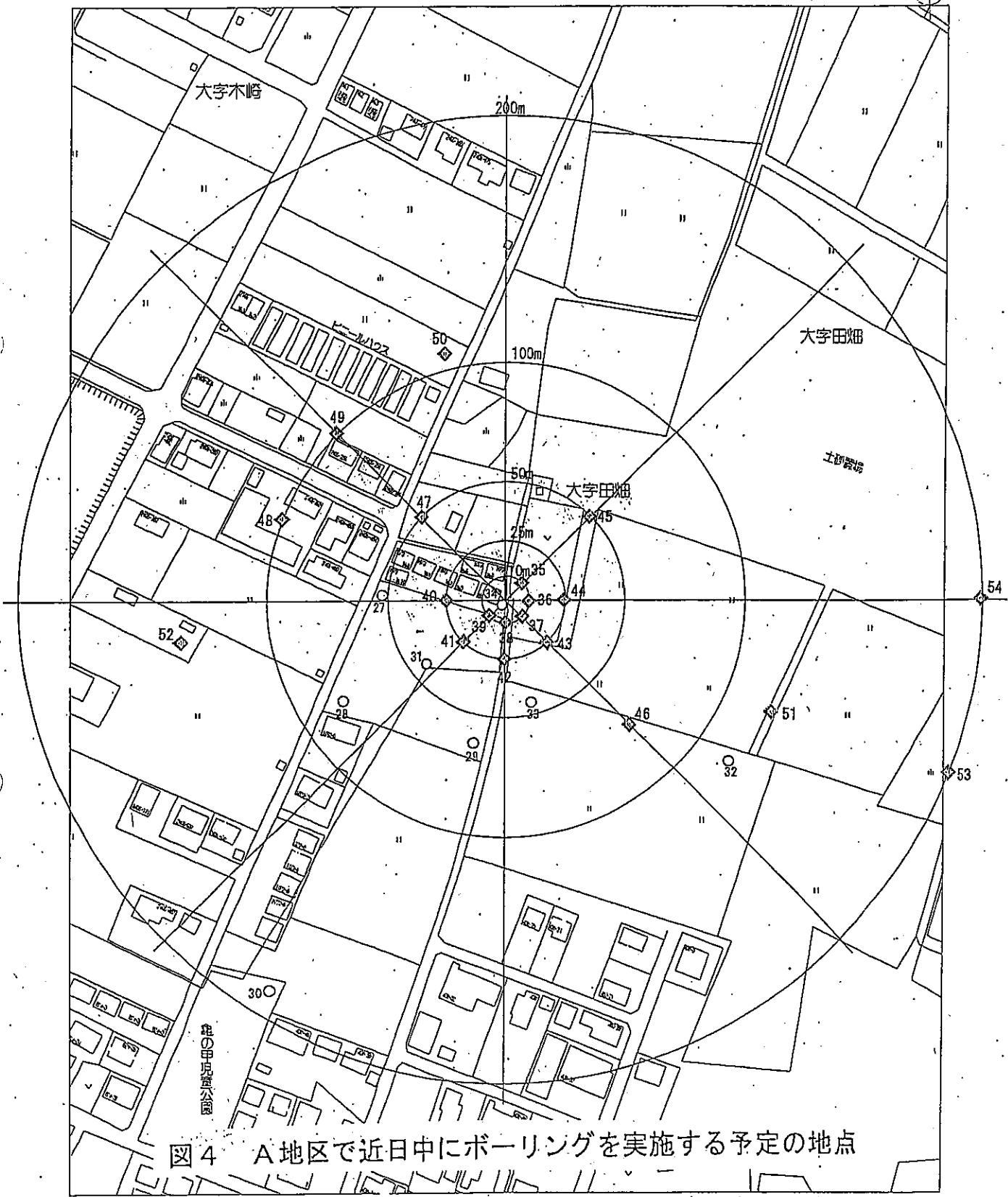


図4 A地区で近日中にボーリングを実施する予定の地点

◆実施予定箇所箇所

○設置済み観測孔



図5 B地区で近日中にボーリングを実施する予定の地点

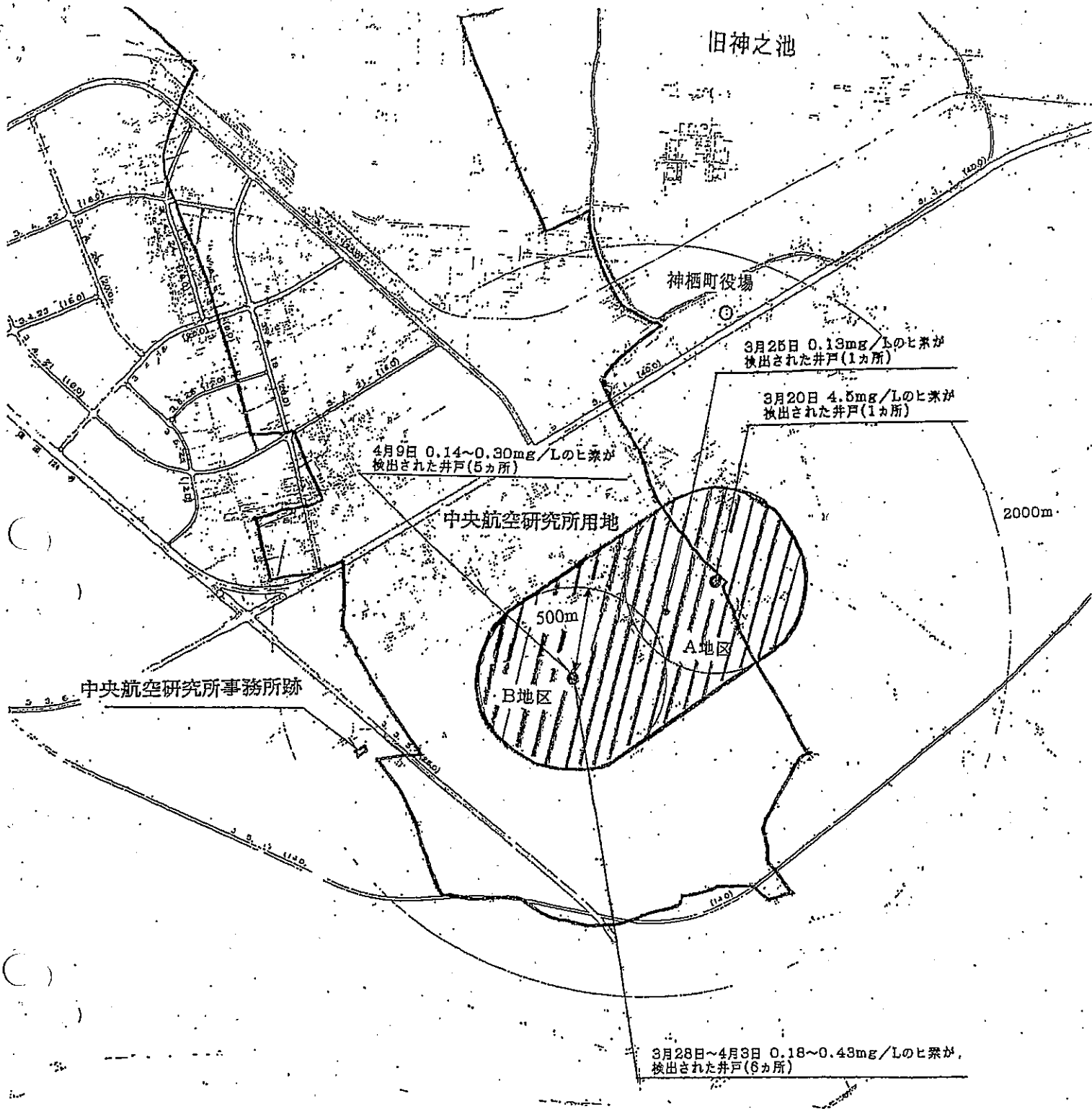


図6 井戸水調査を実施する予定の範囲

## 飲用井戸の上水道への転換についての現状と促進状況

H15.11.12 茨城県保健福祉部

### 1 飲用井戸の転換状況

3月21日から6月4日までの行政水質検査により水質基準値を超過した飲用井戸132件(水道未加入世帯)については、107件が上水道に転換しているが25件は未転換となっている。(別添資料「行政水質検査により基準値を超過した飲用井戸の上水道への転換状況」参照。)

### 2 飲用井戸の転換促進経過等(飲用指導及び上水道への転換指導)

#### (1) 行政水質検査結果の通知に伴う転換促進等(飲用自粛と上水道への転換)

検査区分	電話通知(基準超過分)	文書通知(全数)	備考
A地区 3/21～4/1	3/22以降17世帯に指導。 6/6に17世帯に再指導。	3/28以降244世帯に指導。	半径500m圏内
B地区 4/8～4/11	4/9以降47世帯に指導。 6/6に47世帯に再指導。	4/15以降397世帯に指導。	半径500m圏内
拡大検査 5/2～6/14	5/6以降271世帯に指導。	5/7以降2,461世帯に指導。	半径2km圏内
合計	335世帯(延399件)	3,102世帯	

#### (2) 住民説明会における転換促進等(飲用自粛と上水道への転換)

開催日	開催場所	対象住民	参加者数	備考
3月28日	亀の甲公民館	A地区	56名	
3月29日	大野原コミュニティセンター	A地区	200名	
4月17・18・19日	大野原コミュニティセンター	A・B地区及びその周辺	415名	
4月30日	神栖町文化センター	町全域	303名	※
計(6回開催)			974名	

※4月27日に神栖町全世帯(約19,000)に配付したチラシ「神栖町のヒ素汚染について」による飲用自粛及び上水道への転換促進。

#### (3) 神栖町の転換促進等

①町広報誌(広報かみす)5月,6月,7月の各号による飲用自粛と上水道への転換促進。

・上水道加入等に伴う町の補助制度を併せて掲載。



②行政水質検査実施者に対する加入勧奨通知

- ・対象：基準値を超過した上水道未加入者
- ・内容：文書による勧奨
- ・件数：A・B地区34件（4/25），拡大検査地区33件（6/12）

（参考）加入促進等に係る町の補助制度

①上水道加入者に対する補助

- ・上水道加入の際の工事費用の1/2の額を補助（補助額上限25万円）

②上水道未整備地区の基準値超過者に対する補助

- ・浄水器の設置費用の1/2の額を補助（補助額上限7.5万円）

3 今後の転換促進対策

（1）A・B地区における加入促進

- ・神栖町広報誌による水道加入促進の啓発
- ・戸別訪問による加入促進（環境省の行う原因究明のための水質検査の対象井戸選定時に個別訪問を実施）

（2）A・B地区以外の地区における加入促進

- ・神栖町広報誌による水道加入促進の啓発
- ・飲用確認と転換指導の強化

（3）今後の水質検査結果に伴う加入促進

- ・住民による自主検査等の結果を踏まえた上水道への転換指導

（4）水道施設整備の促進（水道未整備地域の解消）

- ・上水道の配水管が整備されていない地域について、前倒しで配水管等の施設整備を実施（水道施設整備に係る国庫補助金の活用）